

平成30年12月13日

各 位

一般社団法人岩手県薬剤師会
会長 畑澤 博巳

「岩手県薬局機能情報提供制度実施要領」等の一部改正について

平素は本会会務・事業に対し格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成31年1月1日に「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則」等が施行されることに伴い、岩手県保健福祉部から、標記に関する周知について、協力要請がありました。

つきましては、新たな要領に則って適時適切に薬局機能情報を報告いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 薬局機能情報の定期報告については、平成31年1月1日から、前年の12月31日時点の状況を、1月1日から1月31日までの間に、岩手医療情報ネットワークにより報告することになります。
2. 報告については、「いわて医療ネット」内の「医療・薬局情報 関係者ログイン」バナーから入力フォームに進み、入力願います。
(<http://www.med-info.pref.iwate.jp/>)
3. 薬局機能情報の定期報告の記入要領等については、岩手県公式ホームページを参照願います。
(<http://www.pref.iwate.jp/index.html>)
トップページ > くらし・環境 > 医療 > 薬務 > 薬局・医薬品販売
> 薬局機能情報の定期報告について
4. その他
ID、パスワード等、ご不明な点については、所管する保健所にお問合せ下さい。
(盛岡市内の薬局については、岩手県県央保健所となります。)

以上